

深夜における酒類提供飲食店営業届出の手引き

1 深夜における酒類提供飲食店営業の届出

- (1) 深夜における酒類提供飲食店営業を営もうとする者は、営業を開始しようとする日の 10 日前までに営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に届出書を提出しなければなりません。
- (2) 深夜とは、午前0時から午前6時までをいいます。
- (3) 営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営む飲食店営業については、届出の必要はありません。

2 深夜における酒類提供飲食店営業を禁止する地域等

- (1) 都道府県条例で営業を禁止している地域では、当該地域内で新たに営業を営むことはできません。
- (2) すでに届出をして深夜における酒類提供飲食店営業を営んでいる場合は、営業禁止地域内でも引き続いて当該営業を営むことができます。
- (3) 営業の継続が認められるのは、当該業者が営んでいる当該営業に限られますので、業者が死亡した場合や、営業を他人に譲渡した場合、営業所を新築、移築、増築等をした場合のように営業所の同一性がなくなる場合は、その時点で営業を営むことはできなくなります。

3 深夜における酒類提供飲食店営業の開始届及び添付書類

- (1) 深夜における酒類提供飲食店営業の届出をしようとする者は、下記のアの営業開始届出書にイ以下の書類を添付して提出しなければなりません。
 - ア 深夜における酒類提供飲食店営業開始届出書（別記様式第 47 号）
 - イ 営業の方法を記載した書類（別記様式第 48 号）
 - ウ 営業所の平面図
 - エ 個人の場合は住民票（本籍入り）の写し
 - オ 法人である場合は、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票（本籍入り）の写し
- (2) すでに届出書を提出して深夜における酒類提供飲食店営業を営んでいる者が、同一公安委員会の管轄区域内に他の深夜における酒類提供飲食店営業の開始届を提出する場合は、上記書類のうちエ又はオは除くことができます。

4 深夜における酒類提供飲食店営業の変更届

- (1) 営業開始届出書の届出事項の記載内容に変更があったときは、営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に変更届出書を提出しなければなりません。
- (2) 変更届出書を提出しようとする者は、下記アの変更届出書にイ以下の書類を添付することが必要です。
 - ア 変更届出書（別記様式第 19 号）
 - イ 営業の方法を記載した書類（別記様式第 48 号）
 - ウ その他内閣府令で定める書類（営業開始届出書の添付書類のうち当該変更に係るもの。）
- (3) 変更届出書は変更があった日から 10 日以内（法人の場合で登記事項証明書が必要な場合は 20 日以内）に提出してください。

5 深夜における酒類提供飲食店営業の廃止届

深夜における酒類提供飲食店営業を廃止した場合は、営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に廃止届出書（別記様式第 18 号）を提出しなければなりません。廃止届出書は廃止の日から 10 日以内に提出してください。

6 従業者名簿の作成

- (1) 深夜における酒類提供飲食店営業の営業所には、営業所ごとに従業者名簿を備えなければなりません。
- (2) 従業者名簿の作成は、当該業務に従事する者全員であり、常時営業所で働いている者は勿論、必要に応じて他から派遣されてくる者についても、当該業務に従事する限り従業者名簿の作成をすることが必要です。
- (3) この従業者名簿には、客に接する業務に従事させようとする者の生年月日と国籍を確認し、当該確認事項、確認年月日等を従業者名簿に記載のうえ、確認に用いた書類のコピーを作成し、当該従業者の名簿に添付して 3 年間保存しておかなければなりません。
- (4) 本国籍を有しない者にあつては在留資格、在留期間、資格外活動の許可の有無とその内容、特別永住者にあつては、永住することができる資格の有無の確認が必要です。
- (5) 従業者名簿の記載事項
 - ア 氏名
 - イ 住所

- ウ 性別
- エ 生年月日
- オ 採用年月日
- カ 退職年月日
- キ 従事する業務の内容（できるだけ具体的に記載）

7 深夜における飲食店営業の規制等

深夜において酒類提供飲食店営業を営む者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 営業所の構造及び設備を、国家公安委員会で定める基準に適合するように維持すること。

[国家公安委員会規則で定める技術上の基準]

- 一 客室の床面積は、1室の床面積を9.5㎡以上とすること。ただし、客室の数が1室のみである場合はこの限りではありません。
 - 二 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。
 - 三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
 - 四 客室の出入口に施錠設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口についてはこの限りではありません。
 - 五 営業所内の照度が、20ルクス以下とならないような構造又は設備であること。
 - 六 営業所周辺における騒音又は振動の数値が、各都道府県の条例で定める数値に満たないように維持されるために必要な構造又は設備を有すること。
- (2) 深夜において客に遊興をさせないこと。
 - (3) 営業所周辺において、各都道府県の施行条例で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他の営業活動に伴う騒音又は振動に限る。）が生じないように、その深夜における営業を営まなければならないこと。

- 8 その他届出等についての詳細は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全係に問い合わせてください。